

特定非営利活動法人 Wakka Polaris 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Wakka Polarisという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区元代々木町54番々10号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次世代の担い手たる若年層を中心に、福祉その他の支援の対象となりにくい生きづらさを抱えた人に対して、安心安全な場を提供し、また人々が自発的に支えあうことができるような社会のあり方をデザインすることを通じ、子どもの健全な育成、福祉の増進、社会教育の推進等を図ることを目指し、全ての人が安心して社会生活を営むことができる社会を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)地域安全活動
- (5)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6)子どもの健全育成を図る活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
 - ①子どもたち、及び、その保護者が安心できる居場所作り事業
 - ②支援を求める個人に対する援助事業
 - ③児童養護施設に関する啓蒙・支援活動
 - ④その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- ~~(3) その他の会員 理事会で別途定めた会員~~

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以下
 - (2) 監事 1名以上3名以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故が起きた時、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、報酬及び費用弁償
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 清算人の選任
- (12) 残余財産の帰属
- (13) 事務局の組織及び運営
- (14) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (4) 法第14条の3第1項の規定により理事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号又は第4号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案してした場合において、理事全員が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計する。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第45条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合には所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5)社員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第51条 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)において行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中西陽琉
副理事長	齊藤雅也
同	鈴木万生
同	上田愛実
監事	森滉大

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 1万円
正会員会費 1万円(1年間分)
 - (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 1口 2千円(1口以上)

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 Wakka Polaris

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	理事・監事	ナカニシ ハル	有・無	理事長
		中西 陽琉		
2	理事・監事	サイトウ マサナリ	有・無	副理事長
		齊 藤 雅也		
3	理事・監事	スズキ マイキ	有・無	副理事長
		鈴木 万生		
4	理事・監事	ウエダ マナミ	有・無	副理事長
		上田 愛実		
5	理事・監事	モリ コウダイ	有・無	監事
		森 滉大		
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人Wakka Polaris

1 事業実施の方針

本年度は今後の法人としての継続的活動を行うことを目標とする。まずは他団体の活動への積極的参加等での子供たちへの支援を通じて法人の知名度・信頼度を上げ、その他の活動に繋げる。

また、子ども食堂事業を本格的に展開していく。初年度である今年は、他団体の支援も受けながら子ども食堂を定期的に開催することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 147 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子どもたち、及び、その保護者が安心できる居場所作り事業	子ども食堂の設立・運営・広報活動	作成後、1ヶ月に1回	・都内の貸し会場 ・作成したホームページにて	10人	地域の子ども、大人	60人	135
支援を求める個人に対する援助事業	逆ヘルプマーク布教・広報活動	随時	都内配布SNS広告	5人	興味を持ってくれる者	200人	12
児童養護施設に関する啓蒙・支援活動	次年度以降の活動準備・SNSでの発信	随時	都内配布、SNS広告	5人	興味を持ってくれる者	200人	0

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人Wakka Polaris

1 事業実施の方針

本年度は、初年度の事業を引き続き行っていくものとする。まずは子ども食堂事業の定期的な開催を他団体と共に協力しながら行っていく。

また持続的な活動を行うために、会員に対する啓蒙活動や、外部への広報活動を行っていくものとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 312 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子どもたち、及び、その保護者が安心できる居場所作り事業	子ども食堂の企画・運営・広報活動	1ヶ月に1回	都内の貸し会場	10人	地域の子ども、大人	60人	300
支援を求める個人に対する援助事業	逆ヘルプマーク布教・広報活動	随時	都内配布 SNS広告	10人	興味を持ってくれる者	200人	6
児童養護施設に関する啓蒙・支援活動	説明会の実施	随時	都内配布、SNS 広告	5人	興味を持ってくれる者	200人	6

令和7年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 Wakka Polaris

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		220,000
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	20,000	
入会費	100,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		0
子どもたち、及び、その保護者が安心できる居場所作り事業	0	
支援を求める団体及び個人に対する援助事業	0	
会員に対する前号の事業実現に関する教育事業	0	
その他目的を達成するために必要な事業	0	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		220,000
【B】 経常費用		
1 事業費		0
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		147,000
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	3,000	
減価償却費	0	
印刷製本費	12,000	
子供食堂設立費	2,000	
ホームページ作成費	130,000	
事業費計		147,000
2 管理費		0
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		68,000
消耗品費	8,000	
水道光熱費	0	
通信運搬費	30,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	10,000	
減価償却費	0	
食材費	20,000	
管理費計		68,000
経常費用計		215,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		5,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		5,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		
設立時繰越正味財産額・・・⑤		
次期繰越正味財産額③-④+⑤		5,000

児童養護施設に関する啓蒙・支援活動

事業費計が管理費計よりも大きくなる必要があります

令和⁸年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 Wakka Polaris

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
[A] 経常収益		
1 受取会費		120,000
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	20,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		0
子どもたち、及び、その保護者が安心できる居場所作り事業	0	
支援を求める団体及び、個人に対する援助事業	0	
会員に対する全員の事業実現に関する教育事業	0	
その他目的を達成する為に必要な事業	0	
5 その他の収益		270,000
受取利息	0	
助成金	270,000	
経常収益計		390,000
[B] 経常費用		
1 事業費		0
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		312,000
会議費	0	
旅費交通費	13,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	16,000	
子供食堂運営費	283,000	
事業費計		312,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		73,000
消耗品費	6,000	
水道光熱費	0	
通信運搬費	30,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	13,000	
減価償却費	0	
食材費	24,000	
管理費計		73,000
経常費用計		385,000
当期経常増減額 [A] - [B] ...①		5,000
[C] 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
[D] 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 [C] - [D] ...②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ...③		5,000
法人税、住民税及び事業税 ...④		
前期繰越正味財産額 ...⑤		
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		5,000

児童養護施設に関する啓蒙・支援活動



特定非営利活動法人 Wakka Polaris 設立趣旨書

1. 「人はみんな平等」。こんな当たり前なことを人々は守れているのだろうか。そのような疑問から「Wakka Polaris」としての活動は始まった。世の中には「生きづらさを感じている人」が一定数存在する。その中には身体障害などの目にみえる不自由を感じている人から、「特に理由はないが生きづらい」という人まで「多種多様な生きづらさ」が存在する現状がある。

このような問題に対して、私たちは無条件で人々を受け止める心の拠り所となれる場所作りや、そのような人々の存在を皆に知ってもらう啓蒙活動、そして生きづらさを感じている真の理由を、共に考え支え合う「コミュニケーションの機会」の提供等を中心に問題解決に取り組みたいと考えた。中でも一人で解決する事が困難な「子ども」へのアプローチを特に重要視したいと考えている。団体の構成員の多くが学生である事を生かし、年齢が近いからこそできる“友達”のような存在としての助け合いができればと考え、活動を推進している。そこで私たちはモットーとして、大人からの一方的な“施し”ではなく、隣り合って助け合い、共に歩みを進める“伴走”の未来を創造することを掲げている。

当団体の主な活動の1つとして、「子ども食堂の開催」がある。生きづらさを脱する有効な手段として「今の自分への理解者を作る」事があげられると考え、この子ども食堂は金銭の有無や年齢にかかわらず生きづらい大人や子どもが平等な立場でコミュニケーション出来る場としての提供を構想している。まるで1つの家族のように同じ食卓を囲むことで“伴走”の理念に沿った交友関係の広がりを実現にすべく尽力している。

特定非営利活動法人化後には、定期的な総会の実施や、法令等で定められた書類の作成・提出を適切に行うことで、社会的信用を獲得し、健全な法人運営が実現できると考えている。また先述した通り、私たちの活動は継続的伴走型支援であり、一時的な支援では功を奏さないと考えている。そのため、法人化することによって、これらの活動を安定的にかつ継続的に行うことができることに期待している。それと同時に私たちの社会的責任は確たるものとなり、日々人々が生きやすい世界を創造していくことをここに宣言する。

2. 設立経緯

- | | | |
|-------|-----|---------------------------|
| 2021年 | 7月 | 学生活動としてメンバーを収集 |
| | 8月 | 児童養護施設の現状についてのインタビュー活動を行う |
| | 10月 | 高校文化祭においてその現状を紹介する展示を開催 |
| 2022年 | 8月 | こども食堂のボランティアに参加 |
| 2024年 | 3月 | 子ども食堂ワークショップを開催 |

2024年 4月 2日

設立代表者
氏名 中西 陽琉